

児童手当「同居優先」による受給者変更について

児童手当は、父母が離婚協議中で別居している場合、当該父母は生計を同じくしないと考えられ、児童と同居している者を受給者として取り扱います。

離婚または離婚前提の事由により児童手当の受給者変更を希望する場合、次の手続きが必要になりますので、南あわじ市役所子育てゆめるん課までお問い合わせください。

(※原則、支給開始月は申請のあった翌月からになります。ご了承ください。)

1. 申請について

必須要件と A または B のどちらかの要件を満たす場合、受給者変更が可能となります。

☐ **必須要件**

原則として住民票上、現受給者と子が別居しており、かつ、請求希望者と子が同居していること。

※住民票を移動させることができない場合等は、子育てゆめるん課までご相談ください。

☐ **要件 A** ※消滅届に記載された消滅事由の発生した日付の翌月から数えて **15日以内**の申請が必要です。

現受給者が消滅届を提出し、請求希望者が新規申請すること。

☐ **要件 B**

請求希望者が、離婚前提等による別居であることを申立て新規申請すること。

2. 手続きに必要なもの

A	■児童手当・特例給付認定請求書 ☐請求者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し ☐請求者名義の健康保険証又は年金加入証明書の写し ☐請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ☐現受給者が記入した消滅届
B	■児童手当・特例給付認定請求書 ☐請求者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し ☐請求者名義の健康保険証又は年金加入証明書の写し ☐請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等） ☐児童手当等の受給資格に係る申立書（同居父母） ☐離婚協議中であることを明らかにできる書類 例：協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書 等 ※請求月より後の日付による書類をご提出いただいた場合、支給開始月が遅れることがあります。

・郵送の場合、受付日は南あわじ市役所に到着した日付となります。

【お問い合わせ】 子育てゆめるん課 子育て支援係 TEL: 0799-43-5219